

# 第23回施設・研修等分科会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第23回施設・研修等分科会

### 議事次第

日 時 平成21年5月25日(月) 10:00～11:00

場 所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

#### (議 題)

1. 施設・研修等分科会における当面の課題と検討スケジュールについて
2. 「公共サービス改革基本方針」の改定に向けた調整状況について

#### (出席委員)

小幡主査

荒川専門委員

内山専門委員

本庄専門委員

小幡主査 それでは、時間になりましたので、第 23 回施設研修等分科会を開催いたします。

本日は、今年度初めての開催ということですので、まず当面の課題等について確認した後に、7 月に予定されております「公共サービス改革基本方針」の改定、それに向けた調整状況について御報告をいたしまして、各委員の御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、最初に当面の課題やスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたしたいと思ひます。

事務局 おはようございます。では、事務局より資料 1 ですが、「施設・研修等分科会における当面の課題と検討スケジュール」ということで説明をしたいと思ひます。

施設研修等分科会では昨年来、以下の 3 点について議論してきたかと思ひますが、今年、引き続き課題ということで挙げさせていただいております。「刑事施設」、「一般庁舎」、「独立行政法人関係」、この 3 つでございます。では、資料に沿って説明したいと思ひます。

1 つ目が、「刑事施設」です。これは、昨年の基本方針において 2 点を決めております。1 つが法令の特例措置を整備すること、もう一つが措置に関する計画、例えば実施時期ですとか、実施場所ですとか、そういったものを決めるという計画でございます。これが、今年の 8 月までに策定するというようになっております。

そのうち、1 番目の法令の特例措置については、今年の通常国会に法案を提出しまして、これが成立をいたしております。5 月 1 日に改正法が公布されて、公布日施行でございますので、既に施行されております。これによって、措置済みということでよろしいかと思ひます。

次は、法令の特例措置が整備されましたので、それに沿った形で今後この分科会において措置に関する計画というところについて説明、議論をしていきたいと考えております。

また、措置に関する計画、これを 8 月末に策定いたしますと、その後、実際の事業実施に向けて、実施要項をつくるという作業に移るわけでございます。これは入札監理小委員会で議論をするわけですけれども、その中で、例えば当分科会から要求水準などの観点で何か協力できることがあれば行っていけたらということを考えているところでございます。以上が、刑事施設です。

次は、「一般庁舎」です。これも、昨年基本方針において、一般庁舎について平成 21 年中、今年中に結論を得ることとされておりますので、今年の夏時点ではまだ基本方針を改定するということまでは至っておらず、改定不要ではないかと考えております。

一方、この資料には書いてありませんが、公共サービス改革報告書というものを本委員会の方で発表いたしまして、その中でも一般庁舎については触れられておりますので、引き続き年末に向けての検討が必要となってくるのではないかと考えております。

その次のポツのところですが、そういったこともありますので、今後も従前からの課題になっております、東京 23 区内の庁舎、これについて分科会で議論を進めていきたいと考えております。

最後に、なお書きということで書かれておりますが、来年以降の検討課題としては東京 23 区外にも順次広げていく。例えば、ブロック機関とかが考えられると思ひますが、規模の大きな庁舎は 23 区外にもあるかと思ひますので、そこに広げていくといったようなことが考えられるのではないかと

と考えております。

最後ですが、「独立行政法人関係」です。独立行政法人については現行の基本方針で、平成 20 年度末、平成 21 年度に検討を行うといったようなことが書かれているものもありますので、そこを中心に、後ほど説明いたしますけれども、その結果を基本方針に反映していく必要があるだろうということでございます。

次のところですが、こういった作業が終わりますと、現行の基本方針は平成 19 年に独立行政法人全般の見直しの中で検討を行い決定した事業が中心です。それが来年 4 月までには、落札者による事業開始が徐々に進み、ほぼ事業開始が出そろうというような状況になっております。

今後ですが、官民競争入札等のさらなる導入、更に拡大していくといったことが必要でございますので、そのためにどのような検討を行っていくのかということについて、徐々に分科会においても議論を始めていくことも考えられるかと思っております。

そこで幾つか挙げておりますが、現在、官民競争入札等をやっている施設が幾つかありますが、例えば全国 10 か所のうちの何か所かといったことで始めているところはかなりありますので、そこは対象施設を徐々に拡大していくといったことを着実にやっていったらどうかと考えております。

もう一つ、前回、平成 19 年の際に概括的に検討を行ったわけですが、何かそのほかに課題はないかといったところについても、今後考えていかなければならないと考えております。

その次です。独法に関しましては 2 年前に、政策評価独立行政法人の評価委員会ですとか、減量・効率化推進会議ですとか、ほかの会議の動きもありましたが、これも例えば 印で書かせていただきましたが、平成 22 年度になりますと独立行政法人の整理合理化計画の期限を迎えますので、そのタイミングでどのように独立行政法人の改革を進めていくかという議論がまたなされることと思っております。その際にはこの分科会でも動きを適宜フォローアップいたしまして、協力できるところは協力するといったことで進めてまいりたいと考えております。

最後に、表を付けました。こういった説明を受けまして今年、特にどのようなスケジュールで進めていくかということを書かせていただいたものです。

3 つの課題について挙げておりますが、まず基本方針の改定が 7 月に予定されておりますので、来月にかけて特に独立行政法人の部分を中心に議論をしていく必要があるだろうと考えております。

その次ですが、これは 8 月末の刑事施設の「計画」策定に向けた議論ですね。それをさせていただければと考えております。

最後ですが、8 月の計画案が終わった後、年末までの期限となっております一般庁舎について再度、議論をしていきたいというようなことで考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

小幡主査 それでは、今、当面の課題とスケジュールについて説明いただきましたのでこれから御議論いただくのですが、先に今月 15 日に公表されました「公共サービス改革報告書」の御紹介をしていただいて、関連いたしますので、合わせて御意見をお願いできればと思います。

それでは、公表されたばかりですが、「公共サービス改革報告書」についての説明をしていただき、その後、一緒に議論をしたいと思っております。

事務局 では、引き続き、今月の 15 日に公表されました、タイトルが「「お役所仕事」から「国民本位の公共サービス」へ - 公共サービス改革報告書 - 」につきまして簡単に御紹介を差し上げたいと思います。

非常に大部でございますが、この分科会に関係するところは大きく 2 か所書かれておりますので、そちらをごらんください。まず、27 ページをごらんください。

施設管理につきましては府省横断的分野ということで、これは各省庁の共通の分野ということで考え得るということで挙げてあります。「施設管理」というものが第 1 節というところで書かれているかと思いますが、こちらについては施設・研修等分科会でこれまで 3 年間議論をしてきた状況報告をまずさせていただきます、それが「検討経緯」という 1 番のところでございます。そして議論を通じて、 から に書かれております各府省の研修・研究施設、各独立行政法人の施設、それから一般庁舎について、公共サービス改革基本方針に選定したという状況を説明しております。

その下のブロックですが、 の研修・研究施設や独法の施設といったものについてはかなり進んできてはいるんですが、 の各府省の一般庁舎はまだ永田町の合同庁舎 1 施設にとどまっているような状況でございますので、 以下は一般庁舎についてのこれまでの状況整理と、今後に向けた提言というような流れになっております。

では、28 ページの一番上の「一般庁舎の検討状況」というところをごらんください。ここで大きく挙げられているのが「各府省の業務の実情」、 の部分です。ここで、この施設・研修等分科会で昨年御議論いただいた際にも御指摘をいただいております、各庁舎の実際の業務状況はどうなっているのかというところで調査をさせていただき、報告をしているという部分でございます。

霞が関地区に所在する庁舎を対象にしております。そこについて調査を行った。そうしますと、他業務との兼任を含めて 200 名弱の職員が従事している。そのほかは民間委託ということですが、その民間委託の内容を見ますと、 8 庁舎合計で 200 を超える契約をしているということでした。1 庁舎当たり 20 から 25 契約ということになるかと思いますが、個々の業務ごとに多くの契約を結んでいるということでございます。更にその委託費の総額でございますが、 8 庁舎の合計で約 57 億円でしたということを報告しております。

のところに進んでいただきたいのですが、そこで各府省と監理委員会で議論を行っているということでございます。監理委員会からは当然ですが、これだけの事業規模もございますので、官民競争入札等をやったらどうかということで議論をしてきているということですが、実際のところ、各府省との間ではなかなか導入が進んでいないというような状況を書かせていただいております。

では、最後ですが、29 ページにお進みください。「提言」の部分ですけれども、監理委員会の本委員会としてどのようなことが考えられるのかといったことを提言という形でまとめてあります。その中では、一般庁舎の管理・運営業務については先ほども説明しましたが、民間委託は進んでおります。ただし、それは個々の業務ごとに数多くの単年度の委託契約を結んでいる状況ですので、官民競争入札等監理委員会が目指す委託業務を包括化したりといったことはなかなか進んでいない状況であるということです。

そういったところで、官民競争入札等を導入することは、現在の方式と比較しますと仕様発注が

できるほか、包括化、それから複数年化が図れるようになるということで、長期的視野に立って民間事業者からトータルに設備の修繕計画や警備体制といったものを出していただけるようになるのではないかと。それによってサービスが向上するのではないかと。そういった提案を引き出すことが可能となるのではないかと。という事で挙げてございます。

29 ページの最後です。監理委員会としては、2 点の提言をしているということでございます。

1 点目が、各府省はこういった公共サービス改革基本方針を踏まえ、今年度中にその管理する一般庁舎について具体的な方針、特にこれまで分科会でも議論になってきましたセキュリティレベルを踏まえた官が引き続き担う業務、それから民間にお任せすることができる業務の切り分けをしていただきたい。

それから、当然公務員もこの業務に従事しておりますので、今後の導入に向けたスケジュールを決めていただきたい、こういったスケジュールで民間事業者に対して官民競争入札等を行っていくのかといったものを作りたいということでございます。

なお書きですが、将来的には、これも各府省が今までばらばらとやっております庁舎管理の仕事を、徐々に一括管理、複数の庁舎、複数の省庁が一括して庁舎管理を行えるような方策を考えたらどうかというようなことで提言しております。

以上が、庁舎管理に関する部分でございます。

次に、45 ページにお進みください。ここは、「第 2 章 その他の個別分野」ということで刑事施設について書かれております。刑事施設のところは、この分科会での議論に沿った形で報告をさせていただいていますが、これまでは P F I でやってきたが、運営状況の検証を行った結果、民間事業者による創意工夫の発揮によって質の向上、経費の削減といったものが実現しているということで、適切に運営が行われていることが認められたと。それを受けて、監理委員会で民間競争入札の手法を取り入れられないかといったことで議論をしたということでございます。

その審議の結果を踏まえまして、政府として公共サービス改革方針に盛り込んだ上で法律の特例措置を講じるための措置を行いまして、平成 21 年 5 月に施行されたという内容が書かれております。

以下は、また同じように最後に 46 ページですけれども、今後は計画を策定し、順次事業を実施していくといったことが書かれております。以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。報告書の作成には私も関わりましたが、我々の方は刑事施設がありましたので、比較的目玉的なもので、どのように仕組みばスムーズにより広げられるかという議論が中心でしたので、それほど役所が非協力という感覚はなかったのですが、監理委員会全体では余りにも役所が非協力的であるということに対する不満が大きくて、かなり厳しめなトーンで書かれているというのが、この 3 年間の総括の報告書ということになります。

確かに独立行政法人などのときは、その前の年だったと思いますが、府省によっては、幾ら言っても全くやる気がないという状況もありましたので、確かに非協力的ということも言えると思いますが、民間委託をやらなければいけないような切羽詰まった状態になっているとやる気になるのですが、そのような外在的な要因がない場合はなかなかやってくれないというのが委員の率直な感想でありまして、それでこういう報告書になっております。必ずしも成果が上がっていないということ

ではないと思うのですが、ただ、もっと積極的に取り組んでほしいというのが報告書の中に表れております。

それでは、先ほどの我々の施設・研修等分科会の課題と検討スケジュールと合わせまして、せっかくの機会ですので、委員の先生方から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

刑事施設については、現実に入札のための作業に入るというのが、これからやるべき課題として確実にございます。

場合によっては、今までは入札小委員会の担当のところにお任せしている状況だったのですが、今回のような刑事施設の場合、あるいは我々の分科会の方から詳しい先生に入っていて助けていただくというか、適切なアドバイスを入札小委員会でやっていただいた方がよろしいのではないかとこの感じもあります。またその辺りは事務局から相談がいくと思います。実はこの入札の実施要項というのは一番大事かもしれないですね。したがって、今までの議論を踏まえて、その実施要項で何を適切に盛り込むかということについてのアドバイスをいただければと思っております。

あとは、いかがでしょうか。何か御意見ございますか。

これから何を官民競争入札の目玉にするかというのは難しいところがございます、独法も結構やっています、その中で抵抗が結構強いので、小さいものだけに今はなっています。更にそれを深堀りできるかという辺りだと思えます。

それでは、とりあえずはこのような課題と検討スケジュールでやっていくということで、また何かございましたら適宜お寄せいただければと思います。

それでは、次の議題に移ることといたしたいと思います。次は、この7月に改定が予定されております「公共サービス改革基本方針」についてでございます。当分科会では、施設管理・運営、刑事施設、それから独立行政法人の部分について担当しておりますので、これについての次回の改定方針について御議論をいただきたいと思えます。まずは、事務局より、これまでの各府省との調整状況を報告いただきたいと思えます。

事務局 資料2、「公共サービス改革基本方針」の改定に向けた調整状況」に沿って説明したいと思います。施設・研修等分科会では、別表だけで申し上げますと半分近くの事業を担当しておりますので、ちょっと調整状況も長くなりますが、御容赦ください。では、説明をさせていただきますと思えます。

現行の基本方針の別表6番に掲げております、「施設管理・運営業務及び研修関連業務」という部分についての説明でございます。まず、4つほど挙げてございます。

1つ目ですが、現在新規に検討や調整を行っている事項、または基本方針において検討を行うこととされていた事項はないということでございます。これは、現行の基本方針で、例えば今年度中に結論を得ることとして検討するといったような中身のものがございませんので、このような表現にしております。また、新規に特段相談があったとか、こちらから何か調整をお願いしているといった事項もございません。したがって、施設関係については、現在官民競争入札等の実施対象として選定されている事業が、今どのような状況になっているかといったことをフォローアップしてい

くという作業を行っています。

では、2つ目です。まず「森林技術総合研修所」、これは農林水産省の林野庁が所管している施設ですが、その研修所についての報告です。これは平成21年4月から来年の3月まで1年間で事業を実施するというようになっておりまして、来年の3月で事業が終了してしまいますので、平成22年4月以降どのように行っていくのかといったことについて事務折衝を行いました。

そこで、矢印の部分は農林水産省との折衝結果です。まず委託の継続、これは民間競争入札による委託の継続をするということで回答をいただいております。

一方で、その後ろに下線を引いたところでございますが、現在、国有林野特別会計、この特別会計自体を見直しているということで、その見直し結果を踏まえて実施期間を決めたい。背景としては、今、特別会計全体の見直しを政府全体で行っているところですので、特別会計の廃止の時期ですとか、そういったものをにらみながら実施期間を検討したいということでございます。その実施期間が決まれば実施期間を書きいただけるということで、今後もフォローアップをしていただきたいをお願いをしているということでございます。

では、その次の3つ目と4つ目ですが、これは農林水産省の「農林水産研修所」についてのフォローアップの部分でございます。

3つ目ですが、「食料消費技術研修館」について、これが基本方針では「農林水産研修所」に統合するというようなことが書かれておりましたのでフォローアップしたところ、今年の4月1日をもって統合されたことを確認したという報告でございます。

その下ですが、その統合された後の農林水産研修所は、平成22年4月1日から民間競争入札に準じた手続きの一般競争入札で委託を行うというようなことが今の基本方針で書かれているんですが、農林水産省から、委託範囲を現在一部見直しているということで、今後事業規模が拡大する可能性もあるのでまた相談したいといわれておりますので、今後事務折衝を行う予定であります。

事業規模が現実に拡大となりますと、先ほど「準じた手続き」と申し上げましたが、事業規模が拡大すれば法律に基づく民間競争入札で行ったらどうかといった議論を再度する可能性もございますので、その際はまた先生方に御報告したいと思っております。施設関係は以上でございます。

次に「独立行政法人の業務」ということで、これは基本方針の別表の9番に載せておりますが、その部分についての調整状況の報告をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の部分です。これは、基本方針において平成20年度中、つまり昨年3月末までに検討を行うとされていた事項でございます。その報告をさせていただきたいと思っております。

3つ挙げてございます。1つ目が国立科学博物館、これは東京の上野にあります博物館でございますが、平成20年度中に結論を得るということになっていたものです。

現在は一般競争入札で平成19年度から平成21年度の3年間で民間委託を実施しています。そこで、平成22年以降どうするのかということで事務折衝を行ったのですが、その結果、これは新規に平成22年度から3年間の予定で包括的な民間競争入札を導入するといったことで回答を得ましたので、報告をさせていただきます。

委託内容は全般的な施設管理・運營業務として、施設の管理や清掃、警備といったものから、た



くさんのお客様が来られますので、その総合案内、施設案内といったものも含めた委託ということで考えているということでございます。

次は日本芸術文化振興会の劇場、つまり国立劇場でございます。これも事務折衝を同様に行いましたが、これは2年ほど前からずっとこの分科会でも議論をしているんですけども、なかなか前向きな回答が得られないというような状況でございまして、今回も民間競争入札の導入は見送りたいといったような回答がきております。

その後、事務折衝を続けたんですが、一方で個別の業務委託、これは例えば警備、清掃、電気供給といったところでですけども、そういったものについてはこれまでの議論もあったので、複数年契約で委託したという話がございました。議論を続けてきた結果として、これまで個別で単年度委託というところから複数年度委託ということで少し進んだのかなと。まだ遅々として民間競争入札の導入というわけではないけれども、それでも一歩前進かなということで、今後はこの複数年契約でやっている実施状況を把握しながら継続検討したらどうだろうかというようなことを考えております。

では、次の3番のところですが、これは国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」、これは東京と大阪に1か所ずつございますが、ここは基本方針の記載に従って昨年度、平成20年度限りで廃止するというふうに書かれております。そこを確認しましたところ、廃止が確認できました。

次のページですが、では、廃止後どうするかということで聞いてみますと、平成23年度まで3年間の経過期間を設けるということでございます。その後、施設の売却、それから他機関への移管等を行うということでございます。

ただ、施設の廃止は確認できましたので、基本方針に書かれているものについては措置済みであろうということで判断できるのではないかとということでございます。以上が、平成20年度に結論を得ることとなっていた事項の説明です。

次に、基本方針で既に官民競争入札等を実施すると書かれている事項でございます。これについては、その後、昨年の冬から半年の間はかなり事業開始などの動きが出てきておりますので、以下、報告します。これもかなりありますので、駆け足にはなりますが、御容赦ください。

1つ目が、国際交流基金の文化芸術事業です。これは1つ目のポツに書かれておりますが、「国内映画祭」ということで行っているイベントです。国内映画祭については、今年3月で既に終了していますので、今後の取扱はどうするのかといったことで事務折衝を行ったということでございます。

そうしますと、今後はこの「国内映画祭」はこの基金が単独で主催して行うのではなくて、実際に別紙にあるとおり3月までの実施状況は非常に良好だったんですけども、今後は基金が単独でこういった映画祭というものを行うのではなくて、日本国内もかなり今は大きな映画祭がたくさんございますので、その既存の国内映画祭との連携によって、例えば共催にするとか、映画のコンテンツ供給にするとか、そういった形で効率化をし、集客を図っていきたいということの回答を得ましたので、今後とも引き続き、我々としてもフォローアップしていきたいと考えております。

では、その次ですが、これも東京の上野にあります東京国立博物館についてです。これは、今年

の4月から管理・運営について民間競争入札を実施ということで、入札監理小委員会で実施要項の審議を行っていただいております。

その結果ですけれども、この1つ目のボツにありますように、施設管理の業務と監視等業務、これは「監視等」となっておりますが、実際は年間何十万人の方が国立博物館にいらしていただきますので、その御案内などの業務が含まれております。いわゆるお客様サービス全般と考えていただければいいんですが、そこを分割して、2つの業務に分けて民間競争入札にかけるとということで、入札監理小委員会で結論を得たということで報告を受けております。

そのため、現在の基本方針は一本で4月からやるということになっておりましたが、議論の結果、施設管理についてはこの10月から、監視等のお客様サービス関係の業務については来年4月からそれぞれ民間競争入札で行うということでございますので、このような結論を踏まえて基本方針の手直しが必要と考えております。

その下ですが、これは5月末までに結論を得るという事業でございますので、今回割愛させていただきます。今後基本方針案の改定について御相談をする際に、あわせて報告したいと思います。

4番のところです。これは昨年も議論いただきましたが、情報処理技術者試験でございます。現在、全国で9か所の試験会場で試験をやっているんですが、そのうちの3か所で民間競争入札による委託をやっております。試験は春と秋の2回ございますが、来年の秋の試験まで委託済みということですので、平成23年度春試験からをどうするかということで事務折衝を行いました。その結果、別紙Cでも掲げてございますが、全国6か所、これは上記の3か所に加えて新規で3か所加えるということですが、民間競争入札を実施したいというお話をいただきました。これ自体は、基本方針では、平成25年3月までに全国9か所を徐々にやっていくということで、もう既に合意ができている部分ですが、再来年からは6か所でやりたいということでございます。

次にいきます。この2つ、 と は基本方針で決めていたのですが、現在、不落となりそうな事業だということでの報告をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目が自動車検査独法の自動車検査業務、そのうちの検査機器の保守管理業務が民間競争入札の対象として現在掲げられていまして、2回民間競争入札を行ったのですが、現在「不落」となったというお話が事務局に来ております。今後の取扱いについては入札監理小委員会での不落に関する報告の際に議論をいただいた後、我々としても事務折衝を行っていきたいと考えております。

その次は、海外観光宣伝事務所でございます。旅行博覧会を今年スペインでやるということで、パリ事務所で担当するんですが、そこを民間競争入札に付したわけですけれども、「不落」が確定いたしました。これは事業実施時期が迫っているということで、国際観光振興機構自らが業務を実施するということになりました。今後については今、事務折衝をしているんですが、機構としては不落の要因を検証の上、来年度またどうするかを考えたいということでございます。これは不落となったばかりですので、まだ来年度以降の結論は出ていないんですけれども、引き続き議論を行っていきたいと考えております。

では、次のページに進んでいただきます。大きなもので最後でございますが、基本方針の中で平成22年以降に拡大措置を検討するというようなことを記載されている事項が幾つかございますの

で、それについての報告でございます。これもまたかなりございますが、8つほど掲げてございませぬので、順に説明したいと思います。

まず1つ目が、国立美術館です。これは、東京の竹橋にあります国立近代美術館において、今年の4月から委託をやっているということでございます。基本方針ですが、国立美術館はこの竹橋以外にも4つほどありますけれども、そのさらなる実施について現在の民間競争入札の検証結果も踏まえた上で検討するというような表現で書かれておりますので、どうするかということが来年以降生じるだろうということで、来年度に今年の実施状況を踏まえた検討を依頼したらどうかというようなことで書かせていただいております。

これは、美術館の側と折衝すると、21年4月から3年間でやりますので、その3年のスパンで物を見ていきたいと報告いただいているんですが、私どもとしてはもう少し早く前倒しで検討できないのかなと。例えば、非常に良好だとかといったことがあれば、もう少し前倒しで検討はできないだろうかとということで、このような形で書かせていただいております。

では、1つ飛ばしましての日本科学未来館に進みたいと思います。これはお台場にございます。現在一般競争入札で包括的に委託をやっているということで、基本方針ではその包括的な民間委託の状況を見極めつつ、改めて検討するというので、特に検討期限なども書かれていません。そのため、事務局から、今はどのような委託の状況になっているかということで調査をさせていただきました。

その結果を、2つ目のポツに書かせていただいております。包括的な委託ではございますが、契約自体は3つに分かれております。運営業務、これはお客様サービスということですね。そのほか、建物管理と清掃ということで3つに分かれていたということです。その状況から下のポツですが、平成24年度以降については検討余地があるのではないということで考えております。

次はスポーツ施設です。これは、国立競技場などですが、この4月からスポーツ振興センターの所有する3か所すべてについて民間競争入札で委託を実施したということです。これは3か所すべてをやっているということでございますので、次回の入札の際にその検証を踏まえまして、例えば入札対象範囲を拡大するなどといった検討を行ったらどうかということでここに掲げております。

では、に進んでください。だんだん長くなってまいりましたが、日本学生支援機構の国際交流会館でございます。これは、2か所で現在委託をやっております。その基本方針では2つ目のポツですが、まだ11館残っておりますので、それを更に推進するということになっております。事務折衝を行いました、平成22年度以降の実施に向けて現在も検討しているということでございます。

1番下に掲げていますが、事務局としても広島の実業開始が平成20年4月ですので、ちょうど1年が経過してそのデータが出てきているような段階だと思いますので、その状況が出次第、再度フォローアップをしたいと考えております。

では、1つ飛んでいただきまして、の中小企業大学校です。これは全国で9校ありますが、そのうちの2つについて、正確に言いますと契約自体は昨年度からなんです、平成21年度事業から民間競争入札による委託をやっているということです。その基本方針はほかの7校については平成26年3月までの中期目標機関の中で導入を図っていこうというようなことが書かれております。そ

のため、これも先ほどと同じですが、来年度になれば今年度の実施状況が出てまいりますので、検討を要請したらどうかということで考えております。

その下ですが、これは先ほど不落ということで紹介した自動車検査の関係です。これは、今年度からの委託を全体として来年度以降の拡大措置が書かれていたのですけれども、不落となった模様でございますので、今後のことについてまた事務折衝を行いたいと考えております。

大体、大きなところは以上でございますが、最後に簡単に3つほど報告をさせていただきます。これは基本方針で、単に何々の措置を講じるというようなことで書かれていたものです。3つ目の「キャンパス・イノベーションセンター」は再掲ですので省きますが、大きく2つあります。

国民生活センターの広報・普及啓発事業というものでございますが、これは民間活力を導入するというようなことで書かれているものですが、これをフォローアップをかけますと、昨年4月の月刊誌を統合したというものに続いて、今年の3月末でテレビの広報番組を終了した。この下の\*印は2年ほど古い決算額ですが、テレビだけで1億5,000万円の予算が積んであるのですが、そのテレビ広報番組は終了したということです。これは、国民生活センターのホームページなどを見ると、ホームページの中で動画のサイトをつくって紹介していたりするようなことになっております。これをもって、センター側は全般の見直しに対応したというようなことを回答いただいておりますので、今後、基本方針からの削除も含めて折衝することにしております。

では、次の部分ですが、国際交流基金です。これは、海外事務所がすべて19か所あるんですが、そのうちの3か所について取組みが進んでいるというようなことで報告をいただいておりますので、そこを今回の基本方針の改定などで反映していきたいと考えております。

引き続き、ほかの事務所が残っておりますので、取組み状況をフォローアップしていくというようなことで考えております。

前半の説明については、以上でございます。先生方、御意見がございましたらよろしくお願いたします。以上です。

小幡主査 かなり長々と報告いただきましたが、ただいまの説明について各委員の方々から御意見、御質問等あれば是非お願いたしたいと思っております。細かいものが多いという感じかと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局 これは大きくまとめますと、これまで決めてきたものについては徐々に進んでおりますということですが、平成22年度以降に拡大していくものについては、今年4月から実施をするというものがかなりございますので、来年以降はそれがどうなるんだと。先ほど資料1でも説明を差し上げましたが、今後確実に拡大していくためにどうしていくのかといったことが大きな課題になるかということでございます。

また、先ほど不落についても少し説明しましたが、今後は官民競争入札等の実施を決めた事業についても、実際の入札結果や委託事業者の事業実施状況が出てきますので、分科会でもフォローアップをしていきたいと考えているということが全体のまとめでございます。以上です。

小幡主査 そもそも独立行政法人のやっていることは定型的なものが多いので、本来官民競争入札になじむはずだと言ってきているのですが、出てきているものが結構小粒であるという感じはあ

ります。

特に、自動車検査のところの不落と、国際観光振興機構の海外観光宣伝事務所の旅行博覧会事業の不落ですか。これは、車検の方も観光の方も、我々の方でもっと大きいところを出せるのではないかとかなり強く折衝した結果が、ほとんど出せないと言ってきて、ごくごく小さいものを出してきている。それをやってみれば不落というような経過だと思うので、これは切り出し方の問題ではないでしょうか。

本質的にもう少し民間事業者にとって受けやすそうな、メリットがありそうなものについては、全部できないという回答で出しているのので、結果的に出したものが不落になっている。そんなイメージがしているのですが、いかがでしょうか。

内山専門委員 自動車検査法人の不落の理由というのは、何か出ていますか。国際観光振興機構については、不落の理由というのが書いてありましたけれども。

事務局 国際観光振興機構については別紙Dで、海外観光宣伝事務所については入札監理小委員会で報告をいただいたものなのですが、紙でいただいております。

一番大きいのは、まず額が全く合わなかったということです。これは、パリの事務所で行うスペインの博覧会の企画運営業務ですので、民間事業者からするとパリに数か月間、人を置かなければいけないということで、そのコストがまずかなりかかってくるということでございます。また、海外の事業ですので、不測のリスクというものがどうしてもコストとして上積みせざるを得ないというようなことがあったようです。それで、これまで独法がやってきたものよりもかなり大きな額ということで入札があって、最終的に不落になったというようなことでございます。

もう1つはまだ報告書はきていないんですが、自動車検査独法です。これは、額はそれほど大きな開きではなかったんですが、大きかったために不落ということでございますけれども、これもやはりこれまで独立行政法人がずっと個々に委託してきた事業ですので、いざそれを包括化して、幾つかの業務をまとめて委託をするということになると、事業者の側でなかなか対応できなかったというふうなことがあるようでございます。

佐久間事務局長 少し補足をさせていただきます。自動車検査独法は、結局2回不落になっている。それで、最初の方はかなり民間側に対してその事業リスクを移したいということで、故障が起こるに際しての部品の調達コストはかなり変動する可能性があるんですけども、その部分を民間に持ってほしいというかなり大きな論点があったんですが、民間からすると、やはりそのリスクを負担するには相当費用をもらわないと、しかも最大限のリスクを見積もってやってくるというようなもので、相当の開きがあった。

2度目は、大きな機械なものですから、その部分の補修の費用のところは除いたと。ただ、それでも今まで個別に事後的に発注するというやり方よりは、トータルで見て民間の方にリスクを移せば、それを予防するようなことをやってくれるだろうというのは残したい。ここはかなり際どいところだったんですが、それも価格的にはクリアできなかったというような感じですね。

ただ、差はそんなに大きなものではないということのようです。

小幡主査 これは、車検のために使う機械の検査ということですか。それは、全国的に数は結構

あるわけですか。

事務局 今回入札にかけましたのは、首都圏にあります 23 か所です。いわゆる首都圏全部 23 か所をまとめて入札にかけたということで、事業所の中には体制的に、例えば東京ならばできるけれども、茨城、山梨まではちょっと苦しいと言っていた事業所もあったようですが、どうしても 23 か所が入札しておりますので、こうした体制の部分も少しあったのではないかとと思います。ただ、実際に何社が入ってきておりますので、一応の競争というのは図られたのかなと思っております。

小幡主査 これについては、今後どういう形でやるかというのは事務折衝で詰めることになりませんか。

事務局 そうですね。入札監理小委員会で、まだ不落という情報がきている段階ですので、一度報告をいただきまして、これは実は 6 月から実施が迫っている事業ですので、恐らくまた独立行政法人が何らかの形でやることになるかと思うんですが、来年以降どうするかということで、今お話にあったように業務をどうするかとか、実施の範囲をどうするかといったものについては、事務折衝をしていく必要があるかと考えております。

小幡主査 確かにリスクの配分が一番難しいところだと思いますし、民間はその辺りはいろいろ練った上で額を積んでいるのだと思うので、更に事務的にどこかのポイントを少し変えればという可能性があるのであればということも含めてお考えいただければと思います。

あとはいかがでしょうか。別添に付いている国際交流会館というのは、国際交流基金の施設ですか。

事務局 はい。

小幡主査 この別添の分については、ここには特に書いていないのですね。

事務局 資料 2 の中で、で独立行政法人側から紙でいただいているものについては別添ということで付けております。別添 A ですとアジア映画祭、これは国内映画祭のことなんですけれども、それについての 1 月から 3 月までの実施状況ということで挙げてございます。これも、入場者数 700 人ということで質を設定しているんですが、実際は 1,332 人ということですので、委託自体はうまくいったよということを書いているというものです。

1 枚めくっていただきますと「今年度以降の事業の方向性について」というものが書かれているかと思いますが、その中では結果として極めて高い評価を得られているんですけども、その事業全体を今、見直していて、予算も縮小しているということですので、委託よりも更に効率的なものがないか。効果的にできるものがないかというもので検討しているということでございます。

現在、日本も東京国際映画祭とか、大きな映画祭が育ってきているようですので、その中で共催のような形をとれないかということも含めて、今後検討していきたいというようなことで挙げてあるということでございます。

小幡主査 国際交流基金のアジア映画上映会というのは割とソフト的なものですが、施設の方は別添の方で国際交流会館とか、あるいは海外事務所とかということですね。

事務局 海外事務所については紙ではいただいていないんですけども、折衝を実際に対面でやりましていただいている内容でございます。これは現在 1 か所ですね。企画ではございますが、

競争入札を導入する。

ただ、海外の事業でございますので、効率化と言ってもすぐに競争入札というわけにはいかなくて、例えば今、契約をしているところと委託費の交渉を行って少し減額をすとか、そういったものを含めて努力をしているというようなことでございます。

小幡主査 独法の研修施設というのは、施設管理・運営のほうではなくて、一応独法の業務の中に入れていたのですね。

事務局 はい、独法はすべて入っております。例えば独法の自社ビルみたいなものはまだ基本方針に入っていないんですけども、現在は基本的に独立行政法人が一般向けに何かをしている施設、例えば何々センターとかといったものがこの中には多く入っているかと思えます。

小幡主査 先生方、いかがでしょうか。

荒川専門委員 特に(3)で既にやられているところがありますので、今後、例えば1番の国立劇場ですか、難しいとおっしゃっているようなところがあるのであれば、既存の今やっているところのレッスンのようなところは複数あるので、こうやればうまくいったじゃないかというところは整理をしておく、今後そういう否定的なところに対しても、こうやればできるんじゃないかというような提案がしていけるのではないかと。それは、分科会として大事な視点だろうと思っています。

それで、同じことは国際交流会館、学生支援機構は東京にも大きいものがあると承知していますが、あそこの場合は貸し館のような会議のホールですか、数百人規模の大きなホールがあったと思えます。そういうものは、ほかでやられているような施設の民間競争入札などの手法もまた使っていけるのかもしれないので、そういう観点からもある種のノウハウというか、共有し得るレッスンというようなところはまとめる方向で検討された方がいいのではないかと思います。

それと同じことは、不落になった2点についても、どういうところだと民間はやはり出にくいというようなことは、そういう結果を次に生かせるようなことで考えられてはかがかと思えます。

小幡主査 国際交流会館というのは、日本学生支援機構ですか。

事務局 そうです。1つ補足をいたしますと、現在の基本方針の(20)ですね。独法の部分のところですが、東京のお台場にあるプラザ平成はまさに貸しホールみたいなことをやっております、そこを平成20年、昨年4月から民間競争入札で委託しております。

これはかなり良好な事例と申しますか、委託をした結果、施設の利用率が上がっているということで、施設の利用率が上がりますので当然収入も増えております。その結果、インセンティブのような契約にしておりますので、委託側にもその収益が上がった部分は還元されることになっていて、それで更に頑張ってもらっているというようなことになっておりますので、今まさに荒川委員がおっしゃったとおりで、こういう好事例をどんどん広げていけたらということで、今後もフォローアップをしていきたいと思っております。

小幡主査 そうしますと、さきほどは誤解していたのですが、国際交流基金は今回出ているのは文化芸術の国内映画祭のソフトの部分と、海外事務所ですね。国内の施設は出ていないのですか。

事務局 そちらについてですが、基本方針に戻っていただきますけれども、(8)から(10)の3つが国際交流基金に関するものです。国内の施設といいますと、(8)の日本語研修事業というもの

です。これを大阪の関西国際センターでやっているということでございます。

その下が文化芸術事業ということでございまして、これは国内映画祭、これは東京でやっていたものですが、それが1つです。

最後が海外の事務所ということで、今の小幡主査の御指摘については、国内のものと海外のものを1つずつ出していただいて、更にイベントが1つということになっているという状況です。

小幡主査 独法の場合、施設を持っているものについては、例えば行政減量・効率化会議などの議論では、なぜ自前で持たなければいけないのか。縮小したり、統合したり、廃止したりしなさいという話と、やはり持っている必要があるものについても自分で運営をする必要があるのかという議論を常にいたします。ですから、独法で箱物を持っているものについては、できるだけ積極的に官民競争入札にかけていただきたいという働きかけを今後もしてよろしいかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

内山専門委員 さっきの繰り返しかもしれませんが、さっき好事例の分析といいますか、そういう話が出ていたんですが、失敗というか、不落だった事例の分析も必要ですね。要するに、向こうから不落だった理由が出てきますので、ここも一応入札小委員会の方で審議されているようですが、例えば予定価格の設定が妥当だったのかとか、あるいは事業の切り出し方が妥当だったのかとか、そういった点でどうすれば不落という結果を避け得るのかということについてのネガティブケースの分析というのも必要だと強く思った次第です。

小幡主査 まさに事例の積み重ねで、それを次に活かしていくということですね。

それでは、この件につきましては引き続き今の先生方の御意見も参考にして、事務局で各府省との調整をお願いしたいと思います。また基本方針改定の議論の際に報告いただきたいと思っておりますので、事務局の方、よろしく願いいたします。

それでは、本日の施設・研修等分科会の議題はすべて終了いたしましたので、これで施設・研修等分科会を終了するというにさせていただきますと思います。